

第7期八女市障がい福祉計画

第3期八女市障がい児福祉計画

【2024（令和6）年度～2026（令和8）年度】

令和6年3月

八女市

目次

第1章 計画の基本的考え方	
1 計画の趣旨	3
2 計画の位置づけと他計画との関係	5
3 計画の期間	5
4 本計画に関する国の動向	5
第2章 障がい者を取り巻く現状	
1 障がい児・者の状況	8
第3章 第7期八女市障がい福祉計画	
1 計画の成果指標	14
2 障がい福祉サービスの見込み	20
3 サービス実施の考え方 ～障がい福祉サービスについて～	28
4 地域生活支援事業の見込み	29
5 市独自事業の見込み	39
第4章 第3期八女市障がい児福祉計画	
1 計画の成果指標	41
2 障がい児通所支援等の見込み	43
3 サービス実施の考え方 ～障がい児通所支援～	47

第 1 章 計画の基本的考え方

■ 第1章 計画の基本的考え方

1 計画の趣旨

「第7期八女市障がい福祉計画・第3期八女市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に基づき、本市における現状やニーズを踏まえ、今後の障がい福祉サービス等の提供に係る基本方向や見込みを改定し、令和6年度から令和8年度までの障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです

<障害福祉計画に関する条文(障害者総合支援法第88条)>

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

<障害児福祉計画に関する条文(児童福祉法第33条の20)>

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

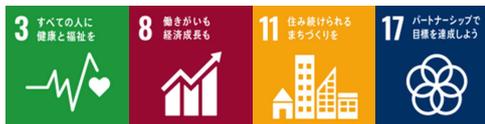
(4～5 略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

2 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、国及び福岡県の計画との整合性を図りながら、上位計画である「八女市総合計画」、「第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第1次八女市再犯防止推進計画）」、障がい者福祉分野計画である「第3期八女市障がい者基本計画（中間改訂）」等との整合性を考慮し策定するものです。

本計画と関連するSDGsの目標



3 計画の期間

「第7期八女市障がい福祉計画」、「第3期八女市障がい児福祉計画」は、いずれも令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
前期計画 (R1~R5)					後期計画 (R6~R10)				
第3期八女市障がい者基本計画 (R1~R10年度)									
第5期八女市しょうがい福祉計画	第6期八女市障がい福祉計画		第7期八女市障がい福祉計画			第8期八女市障がい福祉計画			
第1期八女市しょうがい児福祉計画	第2期八女市障がい児福祉計画		第3期八女市障がい児福祉計画			第4期八女市障がい児福祉計画			

※第4期八女市障がい者基本計画策定時において、第8期八女市障がい福祉計画・第4期八女市障がい児福祉計画の一体的策定（計画期間等）についての議論を行うものとする。

4 国による基本指針見直しの主な事項

市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたっては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針」に即して作成することになっています。令和5年5月19日付けで当該基本指針の一部改正が行われ、本計画につきましても、この改正に沿う形で策定しました。その主な見直し事項は下記のとおりです。

● 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ◇重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ◇障がい者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

■ 第1章 計画の基本的考え方

● 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ◇精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ◇医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

● 福祉施設から一般就労への移行等

- ◇一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ◇一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

● 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ◇児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ◇障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ◇医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ◇聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

● 発達障がい者等支援の一層の充実

- ◇ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ◇発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

● 地域における相談支援体制の充実強化

- ◇基幹相談支援センターの設置等の推進
- ◇協議会の活性化に向けた成果目標の新設

● 障がい者等に対する虐待の防止

- ◇自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ◇精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

● 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ◇社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

● 障がい福祉サービスの質の確保

- ◇都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

● 障がい福祉人材の確保・定着

- ◇ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ◇相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

● よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ◇障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ◇市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

● 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ◇障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

● 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ◇障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ◇支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

第2章 障がい者を取り巻く現状

■ 第2章 障がい者を取り巻く現状

1 障がい児・者の状況

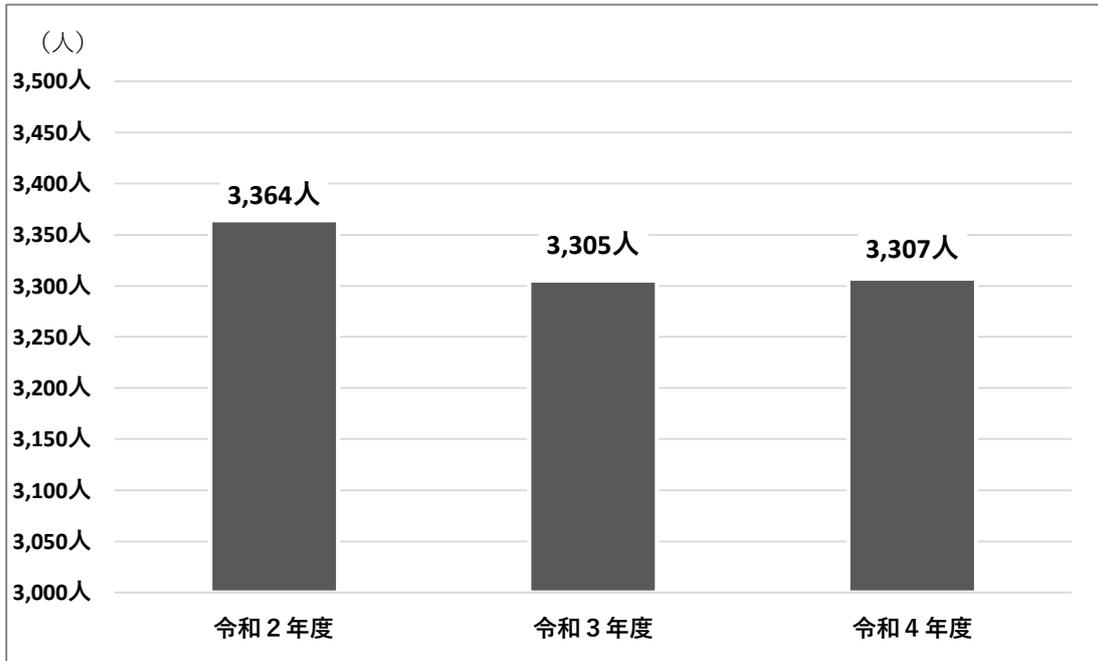
(1) 身体障害者手帳交付者数の推移

本市の身体障害者手帳交付者数は、直近の令和4年度は3,307人となっており、令和3年度以降は横ばいで推移しています。

障がいの種類別にみると、いずれの年度も「肢体不自由」の方が半数以上を占めています。

障がいの等級別にみると、重度者である1級の割合が最も高く、次いで4級となっています。

＜身体障害者手帳交付者数の推移＞



(資料: 八女市福祉課)

＜身体障害者手帳交付者数の推移(障がい種類別)＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	3,364人 100%	3,305人 100%	3,307人 100%
視覚障がい	234人 7.0%	229人 6.9%	233人 7.0%
聴覚障がい 平衡障がい	328人 9.8%	324人 9.8%	333人 10.1%
音声・言語・咀嚼 機能障がい	36人 1.1%	33人 1.0%	34人 1.0%
肢体不自由	1,900人 56.5%	1,850人 56.0%	1,804人 54.6%
内部障がい	866人 25.7%	869人 26.3%	903人 27.3%

(資料: 八女市福祉課)

※下段の%は各年度の構成

■ 第2章 障がい者を取り巻く現状

＜身体障害者手帳交付者数の推移(障がい等級別)＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	3,364人 100%	3,305人 100%	3,307人 100%
1級	945人 28.1%	942人 28.5%	955人 28.9%
2級	477人 14.2%	473人 14.3%	476人 14.4%
3級	509人 15.1%	483人 14.6%	477人 14.4%
4級	933人 27.7%	926人 28.0%	921人 27.9%
5級	255人 7.6%	249人 7.5%	241人 7.3%
6級	245人 7.3%	232人 7.0%	237人 7.2%

(資料:八女市福祉課)

※下段の%は各年度の構成比

＜身体障害者手帳交付者数の推移(令和4年度 障がいの種類・等級別)＞

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
総数	955人 28.9%	476人 14.4%	477人 14.4%	921人 27.9%	241人 7.3%	237人 7.2%	3,307人 100.0%
視覚障がい	77人 33.0%	79人 33.9%	9人 3.9%	22人 9.4%	28人 12.0%	18人 7.7%	233人 100.0%
聴覚障がい 平衡障がい	14人 4.2%	71人 21.3%	35人 10.5%	83人 24.9%	2人 0.6%	129人 38.6%	334人 100.0%
音声・言語・咀嚼 機能障がい	1人 3.0%	4人 12.1%	15人 45.5%	13人 39.4%			33人 100.0%
肢体不自由	257人 14.2%	305人 16.9%	312人 17.3%	629人 34.9%	211人 11.7%	90人 5.0%	1,804人 100.0%
内部障がい	606人 67.1%	17人 1.9%	106人 11.7%	174人 19.3%			903人 100.0%

(資料:八女市福祉課)

※下段の%は各等級の構成比

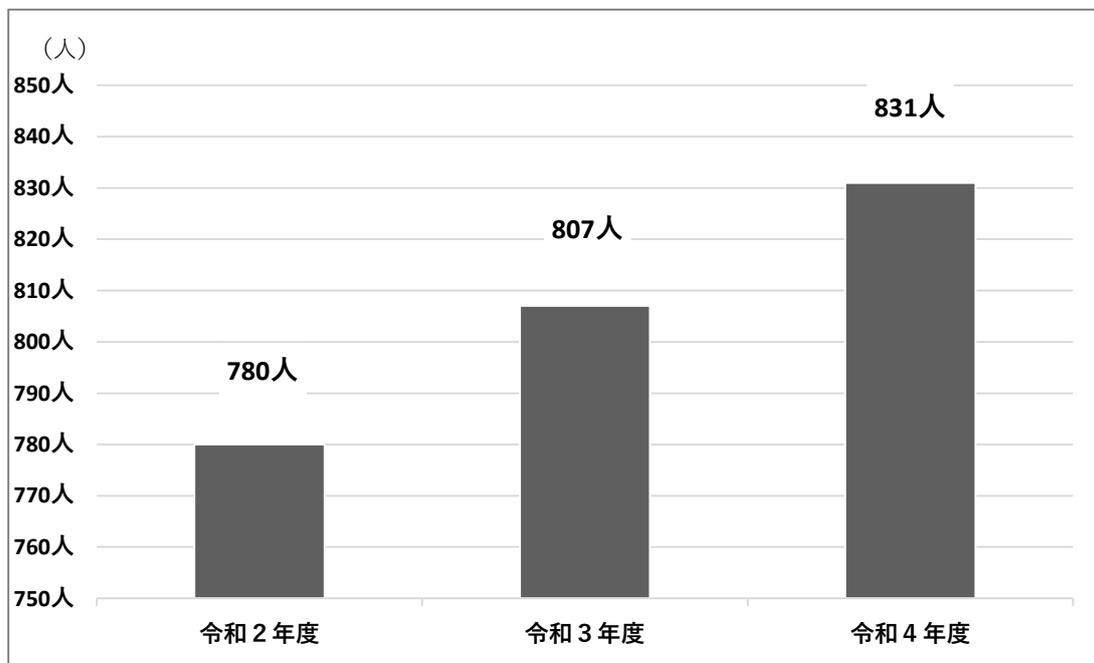
■ 第2章 障がい者を取り巻く現状

(2) 療育手帳交付者数の推移

本市の療育手帳交付者数は、直近の令和4年度は831人となっており、増加傾向にあります。

障がいの程度別にみると、各年度A（重度）が40%程度、B（中・軽度）が60%程度で推移しています。

＜療育手帳交付者数の推移＞



(資料: 八女市福祉課)

＜療育手帳交付者数の推移(障がい程度別)＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	780人 100%	807人 100%	831人 100%
A (重度)	319人 40.9%	326人 40.4%	329人 39.6%
B (中・軽度)	457人 58.6%	477人 59.1%	498人 59.9%
不明	4人 0.5%	4人 0.5%	4人 0.5%

(資料: 八女市福祉課)

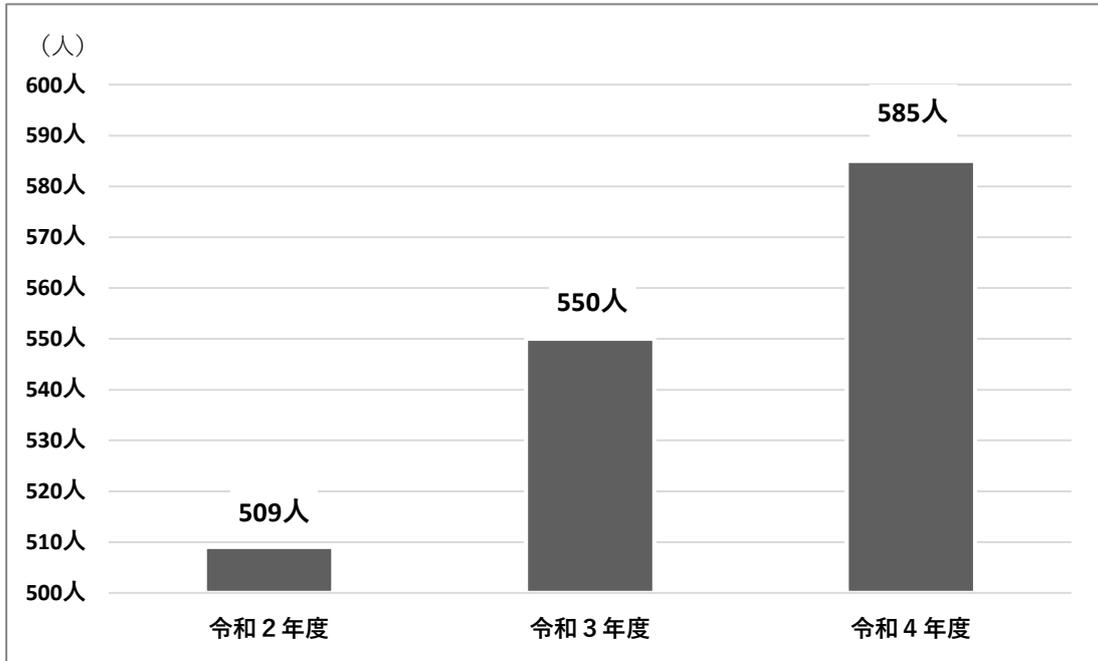
※下段の%は各年度の構成比

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、令和4年度は585人となっており、増加傾向にあります。

障がいの程度別にみると、各年度2級（中度）が70%台を占め、最も多くなっています。

<精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移>



(資料:八女市福祉課)

<等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障がい程度別)>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	509人 100%	550人 100%	585人 100%
1級	42人 8.3%	46人 8.4%	43人 7.4%
2級	390人 76.6%	423人 76.9%	439人 75.0%
3級	77人 15.1%	81人 14.7%	103人 17.6%

(資料:八女市福祉課)

※下段の%は各年度の構成比

■ 第2章 障がい者を取り巻く現状

(4) 障がいのある児童等の保育所・小中学校での在籍状況

令和5年度での保育所における障がい児在籍数は54人、小中学校における障がい児学級の児童生徒数は216人となっています。

通級指導教室で指導を受ける児童数22人となっています。

＜保育所の障がいのある幼児の在籍状況(R5.4/1 現在)＞

単位:人

	3歳未満	3歳	4歳以上	合計
在籍児数	535	285	649	1,469
在籍障がい児数	5	7	42	54
加配保育士数	3	5	27	25

(資料:八女市福祉課)

＜八女市立学校の特別支援学級の状況(R5.10/1 現在)＞

	設置校数	学級数	児童生徒数
小学校	14	33	151
中学校	8	17	65
合計	22	50	216

(資料:八女市福祉課)

＜通級指導教室の状況(R5.10/1 現在)＞

単位:人

	通級児童数
小学校	14
中学校	8
合計	22

(資料:八女市福祉課)

第3章 第7期八女市障がい福祉計画

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

1 計画の成果指標

本計画では、国が策定した第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標を踏まえ、障がいのある人の地域生活移行や就労支援等に関する目標について、当該計画の最終年度にあたる2026(令和8)年度における目標値を以下のように設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の成果指標】

福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度の5%以上削減

福祉施設の入所者が生活の場をグループホームや一般住宅等に移す地域生活移行について、令和4年度末時点で、前年度の目標値10人に対し実績は2人でした。また施設入所者数については、同じく目標値3人削減に対し実績は1名削減で、いずれも目標達成には至りませんでした。今後も国の指針に則り、グループホームや一般住宅等への移行を促進することで目標値の達成を目指します。

【施設入所者の地域生活への移行に関する目標値】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	155人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	10人	(A)のうち、令和8年度末までに 地域生活に移行する人の目標値
	6%	
【目標】施設入所者の削減	8人	(A)のうち、令和8年度末時点にお ける施設入所者の削減目標値
	5%減	
令和8年度末時点の施設入所者	147人	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の成果指標】

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上
- ・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に
- ・退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

令和5年度末現在、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むために、既存のシステムを活用した協議の場等、体制の基盤整備に向け協議中です。令和8年度末までに精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議の場を設置するとともに、精神障がい者の地域移行や定着の現状把握と推進に努めます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標値】

項目	目標値
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者	令和8年度末までに設置し、年1回開催する。 協議の場においては、保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関含）、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者が参加できる体制を構築する。

（3）地域生活支援の充実

【国の成果指標】

- ・各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備（コーディネーター配置による効果的な支援体制の構築を含む）するとともに、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討
- ・強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備推進

平成30年度に筑後市・広川町と広域連携し、地域生活支援拠点施設（すいれん）を設置。地域生活支援拠点が有する機能の運用状況に向けた検証及び検討の機会を年2回設けており、今後も継続して参ります。また、強度行動障がい有する者の現状や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を図ります。

【地域生活支援の充実に関する目標値】

項目	目標値
【目標】地域生活拠点等の検証・検討	検証・検討の機会の年2回実施を継続する。

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の成果指標】

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上（うち就労移行支援事業：1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上）
- ・就労定着支援事業利用者：令和3年度末実績の1.41倍
- ・就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割（新規）

福祉施設*からの一般就労への移行について、令和3年度末時点で、前年度の目標値16人に対して実績は7人でした。また就労移行支援事業により一般就労に移行した人は、同じく目標値6人に対して実績は4人で、いずれも目標達成には至りませんでした。今後は国の指針に則り、障がい者本人の一般就労に向けた準備や訓練による支援、障害者就業・生活支援センターデュナミスとの連携から、一般就労への移行を促進することで目標値の達成を目指します。

※福祉施設とは就労移行支援事業等を行う施設のこと。

【福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労への移行者	(①) 7人	福祉施設への実績調査による。
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数	9人 (①) × 1.28	福祉施設から令和8年度末に一般就労に移行する人数
令和3年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者	(②) 4人	各就労移行支援事業所への実績調査による。
【目標】就労移行支援から一般就労への移行者数	6人 (②) × 1.31	令和8年度末に就労移行支援から一般就労に移行する人数
令和4年度の就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	0事業所 (1業所中)	就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
【目標】就労移行支援事業所の5割	1事業所	令和8年度末に就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
令和3年度の就労継続支援A型から一般就労への移行者	(③) 0人	各就労継続支援A型事業所への実績調査による。
【目標】就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2人 (③) × 1.29	令和8年度末に就労継続支援A型から一般就労に移行する人数

第3章 第7期八女市障がい福祉計画

就労定着支援事業所のうち 就労定着率※が7割以上の事業所 数	0事業所 (1事業所中)	福祉施設への実績調査による。
【目標】就労定着支援事業所のう ち就労定着率が7割以上の事業所 の割合	1事業所	25%以上
令和3年度の就労継続支援B型か ら一般就労への移行者(④)	2人	各就労継続支援B型事業所への実績 調査による。
【目標】就労継続支援B型から一 般就労への移行者数	3人 (④) × 1.28	令和8年度末に就労継続支援B型か ら一般就労に移行する人数
令和3年度の就労定着支援事業の 利用者数(⑤)	3人	福祉課実績報告による
【目標】就労定着支援事業の利用 者数	5人 (⑤) × 1.41	令和8年度末の利用者数が令和3年 度実績の1.41倍以上

※就労定着率とは過去3年の就労定着支援事業の総利用者のうち、前年度時点の就労定着者の割合

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

(5) 相談支援体制の充実・強化

【国の成果指標】

- ・各市町村で基幹相談支援センターの設置
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善（新規）

八女市障がい者基幹相談支援センター（リーベル）と相談支援事業者が連携して、障がい種別や各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者への専門的指導・助言や人材育成などに取り組んでいます。今後はネットワークの連携強化、個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善に取り組みます。

【相談支援体制の充実・強化等に関する目標値】

	活動指標	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターの設置(総合的・専門的な相談支援)の有無	有	有	有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	36	36	36
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4	4	4
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6	6	6
	個別事例の支援内容の健勝の実施回数	48	48	48
	主任相談支援専門員の配置数見込み	2	2	2
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善(新設)	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討			
	①実施回数	① 6	① 6	① 6
	②参加事業者(機関)数	② 50	② 50	② 50
	③専門部会の設置数	③ 3	③ 3	③ 3
	④専門部会の開催回数	④ 10	④ 10	④ 10

【見込量の考え方】

定例的に相談支援事業所3か所を訪問して行う専門的な指導・助言やスキルアップに資する研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化を図る相談支援事業所連絡会（相談ピケット）などを継続し、今期も同数を見込みます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の成果指標】

- ・市町村における、サービスの質の向上を図るための体制の構築

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の多様化と事業所の増加に対応し、サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

【障がい福祉サービス等の質の向上に関する目標値】

活動指標	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修や市職員に対して実施するその他の研修への市職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無	有	有	有

毎年開催される障害者福祉管理システム研修へ参加します。県南13市町村担当者会議等の機会において関係自治体と、八女市障がい者等自立支援協議会における分科会において事業所と、障害福祉サービスに関する情報を共有し体制構築に努めます。

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

2 障がい福祉サービスの見込み

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者で日常生活を営むのに支障がある人に、日常生活の支援サービスを提供します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	2,130	2,084	2,177	2,283	2,396	2,513
	人/月	111	113	118	124	130	136

※「時間/月」は1か月当りの延利用時間 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障がい者の自宅での日常生活を援助するものとして、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の根幹となるサービスです。実績を踏まえ、今期も利用者数、利用時間ともに増加すると見込みます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	1,246	1,300	1,300	1,390	1,390	1,390
	人/月	8	8	8	10	10	10

※「時間/月」は1か月当りの延利用時間 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

利用者数が少ないため、利用者数の増減により大きく影響を受ける可能性はありますが、実績を踏まえ、今期も利用者数、利用時間ともに同程度になると見込みます。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

第3章 第7期八女市障がい福祉計画

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年
同行援護	時間/月	208	234	248	251	251	251
	人/月	12	16	17	18	18	18

※「時間/月」は1か月当りの延利用時間 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

利用者数が少ないため、利用者数の増減により大きく影響を受ける可能性はありますが、実績を踏まえ、今期も利用者数、利用時間ともに同程度になると見込みます。

④ 行動援護

知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	12	12	15	15	15	15
	人/月	2	2	3	3	3	3

※「時間/月」は1か月当りの延利用時間 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

利用者数が少ないため、利用者数の増減により大きく影響を受ける可能性はありますが、実績を踏まえ、今期も利用者数、利用時間ともに同程度になると見込みます。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度障がいのある人を対象に提供するサービスですが、サービスを提供する事業所の整備が進んでおらず、既存のサービスを組み合わせていきます。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※「時間/月」は1か月当りの延利用時間 「人/月」は1か月当りの実人数

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

【見込量の考え方】

近隣に同サービスを提供する事業所がなく、今後も利用はないと見込みます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を要する障がい者を対象に、主として日中に障がい者支援施設などで行われる日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	4,498	4,499	4,791	4,868	4,946	5,025
	人/月	216	213	227	231	235	239

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

実績を踏まえ、今期も利用者数、利用日数ともに増加すると見込みます。

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練などを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	3	3	3	3	3
	人/月	0	1	1	1	1	1

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

利用者数が少ないため、利用者数の増減により大きく影響を受ける可能性はありますが、実績を踏まえ、今期も利用者数、利用日数ともに同程度になると見込みます。

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	32	57	58	58	58	58
	人/月	2	3	4	4	4	4

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

利用者数が少ないため、利用者数の増減により大きく影響を受ける可能性はありますが、実績を踏まえ、今期も利用者数、利用日数ともに同程度になると見込みます。

④ 就労移行支援

職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練などを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	177	181	234	242	250	259
	人/月	14	10	13	14	14	15

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

コロナ禍の後、上昇傾向となっています。就労移行に向け、利用希望者を掘り起こし、利用者数、利用日数ともに増加を見込みます。

⑤ 就労継続支援（A型）

通常の事業所への雇用が困難な障がい者を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等を行います。（雇用型）

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	人日/月	2,240	2,601	2,936	3,347	3,815	4,350
	人/月	110	123	139	158	180	206

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

実績を踏まえ、今期も利用者数、利用日数ともに増加していくと見込みます。

⑥ 就労継続支援（B型）

通常の事業所への雇用が困難な障がい者を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。（非雇用型）

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	人日/月	4,880	5,145	5,333	5,521	5,710	5,917
	人/月	264	273	283	293	303	314

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

実績を踏まえ、今期も利用者数、利用日数ともに増加していくと見込みます。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	3	6	7	7	7	7

※「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

実績を踏まえ、今期も利用者数は微増すると見込みます。

⑧ 療養介護

主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	18	19	20	20	20	20

※「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

重度障がい者の方が対象となるため、実績を踏まえ、今期も利用者数は同程度になると見込みます。

⑨ 短期入所

介護者の病気や家族の休養等のため介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型短期入所	人日/月	226	223	274	304	337	374
	人/月	28	32	33	37	40	44
医療型短期入所	人日/月	0	0	0	29	29	29
	人/月	0	0	0	1	1	1

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

コロナ禍で減少していたが、実績を踏まえ、今期は福祉型は増加を見込みます。医療型は受入れる施設や対象者が限定されますが、関係機関と連携し、わずかに微増すると見込みます。

⑩ 就労選択支援

今期中に新たに創出されるサービスです。就労移行支援又は就労継続支援利用者や利用を希望する障がい者本人が、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。関係機関と連携して利用ニーズや利用者数及び利用量の見込み等の調査・研究を進めます。

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

居宅において単身等で生活する知的障がい者や精神障がい者等について、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、それぞれの状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等を行い、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)

※「人/月」は1か月当りの実人数 ※（ ）は精神障がいの利用者数

【見込量の考え方】

実績はありませんが、今後事業所に情報の提供を行い、微増すると見込みます。

② 共同生活援助

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	135	140	154	170	187	206
(うち重度障がい者の利用者数)	(人/月)	—	—	—	(6)	(7)	(8)
(うち精神障がい者の共同生活援助)	(人/月)	(51)	(53)	(58)	(64)	(70)	(77)

※「人/月」は1か月当りの実人数 ※（ ）は精神障がいの利用者数

【見込量の考え方】

重度化や高齢化した方の地域移行の受け皿として、今後需要は一層高まると予想されます。実績を踏まえ、今期も増加すると見込みます。

③ 施設入所支援

施設入所者を対象に、主に夜間、入浴や排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	154	155	167	160	153	147

※「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

令和8年度末時点における施設入所者を令和4年度末の利用者（155人）から5%の削減を目標とする国の示す方針を踏まえ、施設入所支援サービスも同様に経年的に取組み5%の削減を見込みます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉に関するさまざまな問題について、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	808	786	841	894	894	894

※「人/年」は年間の実人数

【見込量の考え方】

実績は増加傾向にありますが、計画相談員の不足も踏まえ、サービスの適正化・計画相談の在り方の協議を進めるため、今期は同程度を見込みます。

② 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

入所施設等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設等における地域移行や地域生活を継続していくための支援を行います。

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域相談支援 (地域移行支援)	人/月	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
地域相談支援 (地域定着支援)	人/月	1(1)	1(0)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)

※「人/月」は1か月当りの実人数 ※（ ）は精神障がいの利用者数

【見込量の考え方】

地域相談支援（地域移行支援）の実績はありませんが、事業所の情報提供等により微増すると見込みます。地域相談支援（地域定着支援）は、実績を踏まえ同程度を見込みます。

3 サービス実施の考え方 ～障がい福祉サービスについて～

必要なサービスが提供できる体制を確保し、障がい者等の地域における生活の維持・継続が図れるように努めます。

（訪問系サービス）

○地域生活を支える上で重要となる訪問系サービスは、特に居宅介護において今後も増加を見込みます。必要なサービスが提供できる体制の確保に努めます。

（日中活動系サービス）

○日中活動の場、就労の機会の場として、障がい者の「地域における生活の維持、継続」が図れるよう、ニーズに対応できるサービスの充実に努めます。

特に「就労継続支援（A・B型）」はニーズの高まりを見せています。サービス提供体制を整え、一般就労への移行、定着が図れるよう「就労移行支援」「就労定着支援」の推進に努めます。

（居住系サービス）

○「自立生活援助」サービス提供体制について自立支援協議会等でも協議をし、ニーズに対応できるサービスの充実に努めます。

○「共同生活援助」については、障がいのある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、介護者の高齢化などを背景に多様なニーズが高まっており、サービス提供事業者との連携や情報提供などを通じてサービスの充実に努めます。

（相談支援）

○計画相談支援については、今後も利用者の増加が見込まれるため、既存の相談支援事業所を含め、適切に対応できる体制の整備に努めます。

○地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、サービス提供の体制を整えます。

4 地域生活支援事業の見込み

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去に向けて、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発を行います。

【実績と見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の考え方】

障がい者理解の重要性から当事業は重要であり、今後も同様に取り組んでいきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

【実績と見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の考え方】

障がい者福祉において、市民との協働は重要であることから、市民へのインフォーマルな（公的なサービス以外の）活動への支援については、今後も同様に取り組んでいきます。

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

③ 相談支援事業

● 障害者相談支援事業

自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な一般的な相談を行います。

【実績と見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の考え方】

困難ケース等への対応能力の確保は不可欠であると考えられるため、今後も同様に取り組んでいく予定です。

● 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を本市の相談員として配置し、相談支援機能の一層の強化を図ります。

【実績と見込み】

サービス名	単位 こ	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の考え方】

困難ケース等への対応能力の確保は不可欠であると考えられるため、今後も同様に取り組んでいく予定です。

● 住居入居等支援事業（住居サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居が必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。24時間対応と個別対応が難しいため他のサービスを組み合わせ合わせて支援します。

【実績と見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住居入居等支援事業	実施の有無	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

実績はありません。要件が厳しく、他のサービス等を組み合わせることで対応するため、今後も利用はないと見込みます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	4	5	6	7

【見込量の考え方】

令和5年度より、低所得者や市長申立以外の本人や親族申立の場合も対象とするなど、助成対象者を拡充して成年後見制度の利用促進を推進しているため、年間1件程度の増加を見込みます。

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、実施団体に対する研修を支援します。

【実績と見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の考え方】

成年後見制度利用促進中核機関や成年後見制度法人と連携し、支援体制の構築を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

●手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能等に障がいがある人について手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	件	136	155	190	190	190	190

【見込量の考え方】

手話通訳者、要約筆記者が不足している現状ではありますが、実績を踏まえ、今期の利用件数は同程度になると見込みます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

● 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いる椅子等の給付。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	3	5	4	4	4	4

【見込量の考え方】

利用者数が少ないため、利用者数の増減により大きく影響を受ける可能性はありますが、実績を踏まえ、今期の利用件数は同程度になると見込みます。

● 自立生活支援用具

障がいのある人の入浴補助用具や聴覚がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具の給付

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活支援用具	件	5	13	4	4	4	4

【見込量の考え方】

利用件数が少ないため、利用件数の増減により大きく影響を受ける可能性はありますが、実績を踏まえ、今期の利用件数は同程度になると見込みます。

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

● 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、在宅療養等を支援する用具の給付。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅療養支援用具	件	6	8	11	11	11	11

【見込量の考え方】

利用者数が少ないため、年度により大きく変動する可能性はありますが、実績を踏まえ今期の利用件数は同程度になると見込みます。

● 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具の給付。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報・意思疎通支援用具	件	21	19	20	20	20	20

【見込量の考え方】

利用者数が少ないため、年度により大きく変動する可能性はありますが、実績を踏まえ今期の利用件数は同程度になると見込みます。

● 排せつ管理支援用具

ストーマ用装具など、排せつ管理を支援する衛生用品の給付。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
排せつ管理支援用具	件	1,420	1,456	1,650	1,683	1,716	1,750

【見込量の考え方】

実績は年々増加傾向であり、今期も利用件数は増加していくと見込みます。

● 居宅生活動作補助具（住宅改修費）

障がいのある人の居宅生活活動等を円滑にし、設置に小規模な住宅改修をとまなうもの。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	2	0	1	1	1	1

【見込量の考え方】

利用者数が少ないため、利用者数の増減により大きく影響を受ける可能性はありますが、実績を踏まえ今期の利用件数は同程度になると見込みます。

⑧ 手話奉仕員養成研修講座

聴覚障がい者とのコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障がいのある人の社会参加と交流を促進します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修講座	回	25	25	25	25	25	25

【見込量の考え方】

実績を踏まえ、今期も同程度になると見込みます。

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援 事業	事業者数	12	14	16	16	16	16
	時間/月	519	521	575	605	605	605
	利用実人員	84	83	83	84	84	84

※「時間/月」は1か月当りの平均延利用時間（年間延利用時間/12月）

【見込量の考え方】

外出制限の解除等により令和5年度は利用時間増の傾向にあったが、利用実人員の大幅な増加がないことから今期は同程度を見込みます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター機能の充実・強化により、障がいのある人の地域生活支援を促進します。

※平成30年度末に3か所を閉鎖。令和3年度より1か所開設

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1

【見込量の考え方】

今後も同様の体制を維持していきます。

(2) 任意事業

<日常生活支援に関する事業>

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を実施します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	事業所数	2	2	2	2	2	2
	利用実人員	2	2	2	2	2	2
	利用延回数	193	60	96	96	96	96

【見込量の考え方】

対象者や入浴サービスを提供する事業所も限定されるため、実績を踏まえ、今後は同程度を見込みます。

② 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業を事業所の協力により実施します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	事業所数	26	26	26	26	26	26
	利用実人員	121	118	120	120	120	120
	延利用回数	1,473	1,473	1,700	1,700	1,700	1,700

【見込量の考え方】

実績を踏まえ、今期も同程度になると見込みます。

■ 第3章 第7期八女市障がい福祉計画

③ 地域移行のための安心生活支援

障がいがあっても自ら選んだ地域で安心して暮らしていけるよう支援します。

- ・緊急一時的な宿泊事業：障がい者（児）の急な体調不良若しくはその介護者及び保護者の急病等により、在宅での会後が出来ない場合または虐待による緊急保護を必要とする場合に一時的に宿泊を受入れる。
- ・コーディネーター事業：コーディネーターを配置し、夜間及び休日も含めた緊急時における対応並びに地域生活支援のためのサービス提供体制の総合調整を図る。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位：	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急一時的な宿泊事業	人	0	0	2	3	4	5
コーディネーター配置	人	2	2	2	2	2	2

【見込量の考え方】

実績及び制度の周知に伴い、利用者は微増を見込みます。

<社会参加支援に関する事業>

① 点字・声の広報等発行事業

市の広報紙の点字版、音声版を発行します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行事業	回	24	12	12	12	12	12

【見込量の考え方】

月1回の広報等の発行（令和4年度以降）を見込みます。

5 市独自事業の見込み

① 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の社会参加、就労を支援するため、自動車運転免許の取得や自動車改造に要する費用の一部を助成する事業を実施します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成件数	件	2	2	3	2	2	2

【見込量の考え方】

実績を踏まえ今期の利用件数は同程度を見込みます。

② 福祉タクシー助成事業

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉タクシー助成 (交付件数)	件	1,110	1,068	1,318	1,320	1,320	1,320

【見込量の考え方】

実績を踏まえ、今期の利用件数は同程度を見込みます。

第4章 第3期八女市障がい児福祉計画

1 計画の成果指標

本計画では、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、施設や体制の整備について、令和8年度の最終年度における目標値を以下のように設定します。

【国の成果指標】

- ・児童発達支援センター：各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
- ・各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所：各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

(1) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

項目	目標値
① 児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する	1か所（達成済）

平成29年度に設置済。今後センターとしての機能（関係機関との連携・協力による支援機能の充実、相談支援事業等）を充実した体制を構築することを進めます。

項目	目標値
② 保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	体制有（達成済）

上記については体制を構築済。現在利用件数は少数ですが、増加した場合対応できるよう体制維持に努めます。

項目	目標値
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。	4か所（達成済）

重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスはいずれも設置済となっています。

■ 第4章 第3期八女市障がい児福祉計画

項目	目標値
④-1 医療的ケア児支援協議の場	令和8年度までに1か所

医療的ケア児等に関するコーディネーターや児童相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、基幹相談支援センター等と、定例的に連携会議を開催するなかで医療的ケア児の支援体制の協議を進めています。今後は、市内事業所に在籍している医療コーディネーターも含めた協議の場を設定し、支援体制を構築します。

項目	目標値
④-2 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	毎年1人以上の研修受講者を推薦する

令和4年度より委託にて基幹相談支援センターに1人委託配置しています。その他に市内相談支援事業所に研修受講済者4人在籍（令和5年度末予定）しています。今後も研修受講を推奨していきます。

2 障がい児通所支援の見込み

① 児童発達支援

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う費用を給付します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	316	541	743	789	838	890
	人/月	49	76	104	110	117	124

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

実績を踏まえ、利用者数、利用日数ともに今後も増加すると見込みます。

② 放課後等デイサービス

通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施するための費用を給付します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	1,943	2,343	2,345	2,586	2,852	3,145
	人/月	134	155	178	196	216	238

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

実績を踏まえ、利用者数、利用日数ともに今後も増加すると見込みます。

■ 第4章 第3期八女市障がい児福祉計画

③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中（または利用予定）の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行う費用を給付します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	6	12	12	13	13	13
	人/月	6	7	7	8	8	8

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

利用実人員は微増し、延べ利用日数が増加傾向にあります。専門性が高く、サービスを提供する事業所も限定されることから、今期も同程度になると見込みます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児など、重度の障がいにより、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する費用を給付します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	9	9	9
	人/月	0	0	0	1	1	1

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

利用者実績はありませんが、支援する体制を整備するため、今期はわずかな利用を見込みます。

■ 第4章 第3期八女市障がい児福祉計画

⑤ 医療型児童発達支援

通常の児童発達支援に加え、治療を行う費用を給付します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	23	23	23
	人/月	0	0	0	1	1	1

※「人日/月」は1か月当りの延利用日数 「人/月」は1か月当りの実人数

【見込量の考え方】

実績はありませんが、支援する体制を整備するため、今期はわずかな利用を見込みます。

⑥ 障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用に際し、障がい児支援利用計画を作成。また、通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人/年	223	251	295	346	407	479

※「人/年」は年間の実人数

【見込量の考え方】

実績を踏まえ今期の利用者数は増加するものと見込みます。

⑦ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【実績と必要量見込み】

項目	見込み数値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	5人	6人	7人

■ 第4章 第3期八女市障がい児福祉計画

【見込量の考え方】

令和4年度より基幹相談支援センターに1人委託配置している。他に内相談支援事業所に4人在籍。毎年研修受講を推奨し、コーディネーターの増加を見込みます。

⑧ パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等

パARENTトレーニングとは、発達障がいのある子どもをもつ保護者や養育者の方を対象に、子どもへの関わり方や心理的ストレスの改善等を目指す家族支援のアプローチのひとつです。またパARENTプログラムとは子どもや自分自身の行動を把握することで見えてくる保護者の認知的な枠組みを修正していくためのプログラムで、発達障がいがある児童に限らず、子育て支援全般に幅広く活用できます。

【実績と必要量見込み】

サービス名		実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
パARENTトレーニングやパARENTプログラム等支援プログラム等	年間受講者 (保護者)	6	4	10	12	12	12
	年間実施者 数(支援者)	2	2	4	4	4	4

【見込量の考え方】

令和5年度より2か所で実施されている。利用者数の増減はあるものの、需要は高い。実績を踏まえ、今期の利用者数は同程度になると見込みます。

⑨ パARENTメンターの人数

パARENTメンターとは、発達障がいのある子どもを育てた保護者が、同じ立場にある保護者等に対し、それまでの育児経験を活かした助言や情報提供を行う施策です。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
パARENTメンターの人数	人	0	0	0	3	3	3

【見込量の考え方】

ペアレントトレーニングを受講した保護者を招いての研修会や情報交換の場を活かすことでペアレントメンターが増加することを見込みます。

⑩ ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポート活動とは「仲間同士の支え合い活動」のことで、同じ障がいを持つ方をサポートする活動のことです。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0	3	3	3

【見込量の考え方】

地域活動支援センターの活動やサービス利用・サークル活動等、既存の当事者の小グループによる活動を通してピアサポートの機会が広がるよう努めます。

3 サービス実施の考え方 ～障がい児通所支援～

○身近な地域での支援や障がい特性に応じた専門的な支援が行き届くよう努めます。特に利用者が増加傾向にある障がい児相談支援・児童発達支援・放課後等デイサービスについては、適切な利用に向け、各機関と連携するように努めます。また、発達障がい等に関する正しい知識が市民全般に広がるよう、啓発に努めます。

○居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援は、現在のところ利用はありませんが、支援体制について整備を行います。

○医療的ケア児に対する支援においては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進するとともに、関連分野との連携の推進を促進し、ネットワーク支援体制の強化を図ります。

○ペアレントメンターの養成については、ペアレントトレーニング受講者の方々が、意見交換・情報交換などの活動を行うサークルを独自で結成し、自主的に活動するなど拡がりを見せているため、体制整備に努めます。